

2026 年 1 月施行

「中小受託取引適正化法」について

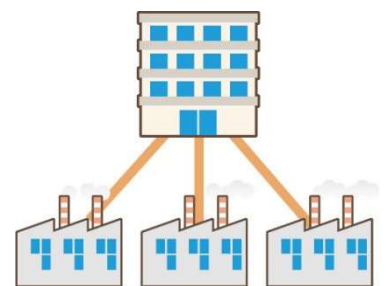
2026年1月より、下請法が「中小受託取引適正化法(取適法)」として改正・施行されます。本改正では、取引の対等性を重視した内容に見直され、企業間の価格交渉の義務化や手形払いの禁止、適用対象の拡大など、中小受託事業者の利益保護と取引の適正化を強化する内容になっています。

■中小受託取引適正化法とは

2026年1月1日より、「下請代金支払遅延等防止法」は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(略称: 中小受託取引適正化法、通称: 取適法(とりてきほう))」へと改称され、内容も大幅に改正されます

この法律は、委託事業者(旧: 親事業者)と中小受託事業者(旧: 下請事業者)の間で行われる取引において、価格交渉や支払条件などを適正に保つことを目的としています。

改正の背景には、原材料費や人件費の高騰などがあり、コスト上昇分を適切に価格へ反映させる「構造的な価格転嫁」の定着が求められています。



用語の変更

上下関係を示す表現が見直され、対等なパートナーシップを前提とした法律となります。

親事業者	→	委託事業者
下請事業者	→	中小受託事業者
下請代金	→	製造委託等代金

■改正点

①適用基準の拡大

資本金基準に加え、従業員数基準が新設され、より多くの中小企業が対象になります。

製造・修理・運送など: 委託事業者が従業員300人超、中小受託事業者が300人以下

情報成果物作成・役務提供など: 委託事業者が従業員100人超、中小受託事業者が100人以下

②対象取引の追加

新たに「特定運送委託」が対象に加わります。

これは、製品の引渡しに必要な運送を委託する取引を指します。

③禁止行為の追加

製造委託等代金(以下、代金)額協議に応じない、必要な説明や情報提供をしない一方的な代金決定
手形払いやファクタリングなど、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払方法
これらの行為が新たに禁止され、価格交渉の透明性が求められます。

④執行体制の強化

公正取引委員会や中小企業庁に加え、事業所管省庁にも取適法に基づく指導・助言・申告機能が付与されます。

中小受託事業者が違反事実を執行機関に申し出たことを理由にした不利益な取扱いを禁止(報復措置の禁止)についても、申告先が拡充されました。

⑤その他

・製造委託の対象物品として、金型以外の型等(木型、治具など専ら物品の製造に用いる物品)が追加されます。

・書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による提供が認められます。

・遅延利息の対象に、製造委託等代金の額を減じた場合(減額)が追加されます。

・既に違反行為が行われていない場合でも再発防止措置等を勧告できるようにするなど、勧告に係る規定が整備されます。

■委託事業者の義務

中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者には次の4つの義務が課せられます。

1.発注内容等を明示する義務(第4条)

発注にあたって、発注内容(給付の内容、代金の額、支払期日、支払い方法)等を書面または電子メールなどの電磁的方法により明示しなければなりません。

2.取引に関する書類等を作成・保存する義務(第7条)

取引が完了した場合、給付内容、代金の額など、取引に関する記録を書類または電磁的記録として作成し、2年保存することが義務付けられています。

3.代金の支払期日を定める義務(第3条)

委託事業者は検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間で、製造委託等代金の支払い期日を定めなくてはなりません。

4.遅延利息を支払う義務(第6条)

支払遅延や減額等を行った場合、遅延した日数や減じた額に応じ、遅延利息(年率14.6%)を支払う義務があります。

■相談窓口の活用

全国48か所に設置されている「下請かけこみ寺」は、2026年から「取引かけこみ寺」に名称変更されます。取引上の課題がある場合は、早期に相談することでトラブルを防止できます。

最寄の商工会議所及び商工会に設置されている相談窓口である「独占禁止法相談ネットワーク」でも相談を受け付け、公正取引委員会に取り次いでいます。

「中小受託取引適正化法」は、委託事業者にとってコンプライアンス強化と健全な取引関係構築の機会であり、中小受託事業者には、自社の価値を正当に主張し経営を安定させる後ろ盾となります。契約書見直しや価格交渉準備など、確認しておきましょう

参照:中小受託取引適正化法ガイドブック(公正取引委員会/中小企業庁)

<https://www.jftc.go.jp/file/toriteki002.pdf>

